

# 住宅省エネルギー性能証明発行業務手数料

## 【一戸建ての住宅】

(単位：円/税込)

	手数料
単独申請	77,000
併願申請	27,500

## 【共同住宅】

(単位：円/税込)

	手数料
単独申請	別途見積

※併願申請とは、当機関にて省エネに関する審査を実施済みで、かつ省エネに係る評価方法が同一の計算内容等で申請がおこなわれることで、合理的に審査できると当機関が判断した場合に適用します。

※再発行の手数料は一通につき4,400円（税込）となります。

※建築確認が当機関以外の場合は、¥22,000（税込）を加算します。

※当機関の審査終了後、建築物の計画を変更する場合は一戸建ての住宅にあっては33,000円（税込）とします。

## 【業務の対象】

次の※1～3を満たす、当機関にて建築確認を取得した住宅とします。

- ※1 新築の住宅または新築住宅の取得（既存住宅は業務対象としておりません）
- ※2 家屋番号が付与されたもの又はその予定のもの
- ※3 現地での現場検査を要しないもの（工事監理報告書等の提出があるもの）

## 【提出書類】

- ・住宅省エネルギー性能証明申請書
- ・設計内容説明書
- ・工事監理報告書（建築士法施行規則第17条の15に規定する工事監理報告書）
- ・付近見取り図
- ・配置図
- ・平面図
- ・立面図
- ・証明書等の写し（併願申請で評価書等を活用した場合）
- ・断熱等性能等級の確認に必要な書類※  
（仕様書、断面図又は矩計図、外皮計算書、基礎伏図（断熱等に関わる部分がある場合）各種性能の根拠資料等）
- ・一次エネルギー消費量等級の確認に必要な書類※  
（一次エネ計算書、各種性能の根拠資料、設備機器表等）
- ・家屋番号が確認できる書類（謄本の写し等）
- ・建築基準法第7条第5項に規定する検査済証

※評価書等を活用する場合は、一部の図書を省略することが可能となります。